

和牛肉需要開拓支援緊急対策事業計画審査要領

令和5年3月24日付け4農畜機第7148号

1 審査委員会の設置

補助事業の執行の透明性及び公平性の確保を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和牛需要開拓支援緊急対策事業実施要綱（令和5年3月24日付け4農畜機第7147号。以下「要綱」という。）第7の2に基づき提出された和牛肉需要開拓支援緊急対策事業需要開拓計画書（以下「需要開拓計画書」という。）の審査を行う審査委員会を設置する。

2 委員

- (1) 審査委員会の委員は、機構の役職員以外の学識経験のある者から、機構理事長がこれを委嘱する。
- (2) 委員は、非常勤とし、委員として知り得た一切の情報について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても、外部への漏洩や目的外利用を行わない旨の守秘契約を機構と締結する。
- (3) 委員の任期は、委嘱のあった日から令和6年3月31日までとする。
- (4) 機構理事長は、委員のうち1名を審査委員会の委員長に指名する。

3 需要開拓計画書の審査

- (1) 事務局は、需要開拓計画書ごとに、委員に採点を依頼するものとする。採点する委員の数は、全ての需要開拓計画書について2名以上とする。
- (2) 委員は、別紙の各評価項目について、該当する審査基準に基づき採点を行うものとする。
なお、以下に該当する場合には、該当事項ごとに10点を加点する。
ア 学校給食に提供する取組である場合
イ 子ども食堂に提供する取組である場合
- (3) 各委員による各評価項目の採点結果の合計の点数に(2)のア及びイの加点を加えたものの平均点を当該需要開拓計画書の得点とする。

4 審査結果の決定

委員長は、上記3の審査結果を取りまとめ、(1)～(3)により順位付けを行い、機構理事長に報告する。

- (1) 得点の高い順
- (2) 得点と同点の場合は、以下の基準で順位を決定する。
 - ア 「A」の数が多い方を上位とする。
 - イ 「A」の数と同数の場合は、「C」の数が少ない方を上位とする。
 - ウ 「A」及び「C」いずれの数も同数の場合であって、かつ計画の承認上順位付けを行う必要がある場合は、1名以上の委員の立ち会いのもと事務局が抽選を行い、委員長が順位を決定する。
- (3) 別紙評価項目の1～5のいずれかの得点について、採点した委員の全員が0点とした需要開拓計画書については不適合とし、順位付けの対象としない。

5 審査情報の開示

- (1) 審査の状況や過程、委員による審査結果を含め、審査委員会の審査に係る一切の情報については非公表とする。
- (2) 委員の氏名、所属機関、職名などの情報は非公表とする。

6 その他

- (1) 審査委員会に係る事務局は、機構畜産振興部畜産流通課が担当する。
- (2) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が審査委員会に諮って定める。

(別紙) 需要開拓計画の評価項目及び審査基準

番号	評価項目	審査基準
1	取組内容は、和牛肉の需要開拓に資するものとして効果があると期待されるか。	A：特に大きな効果が期待される 30点 B：大きな効果が期待される 20点 C：一定程度の効果が期待される 10点 D：効果が期待されない 0点
2	取組内容は、和牛肉の需要定着に資するものとして効果があると期待されるか。	A：特に大きな効果が期待される 30点 B：大きな効果が期待される 20点 C：一定程度の効果が期待される 10点 D：効果が期待されない 0点
3	取組内容は、新規性を有しているか。	A：新規性に優れている 30点 B：新規性がある 15点 C：新規性に乏しい 5点 D：新規性に欠ける 0点
4	取組内容は、産地との具体的な連携が行われるものであるか。	A：産地との連携に優れている 30点 B：産地との連携が行われる 15点 C：産地との連携に乏しい 5点 D：産地との連携に欠ける 0点
5	取組の実施方法やスケジュールが具体的であり、かつ、目的を達成するために合理的な内容、事業規模であるか。	A：具体的で実現可能である 20点 B：おおむね具体的で実現可能である 10点 C：実現可能であるが具体的に欠ける 5点 D：実現の可能性が低い 0点
6	取組内容は、独自性を有しているか。	A：独自性に優れている 30点 B：独自性がある 15点 C：独自性に乏しい 5点 D：独自性に欠ける 0点